

ヘーゲル『大論理学の研究』15

伊藤一美

A Study of Hegel's "Science of Logic" 15

Kazumi ITOH

Abstract

The absolute Idea is the unity of the Idea of life with the Idea of cognition. The absolute Idea is an object in which all determinations have come together. It determinates itself, and also it is an unity itself. The logic is what grasps the Idea. Therefore, the determinations of the Idea and all process of it can be the object of the logic.

The logic has the beginning, its content is an immediate, but an immediate that has the significance and form of abstract universality, that is to say, the beginning is a manifold and the universality is not posited in it. Then its immediacy is denied and the concrete universality must be posited. A dialectic is a logic of the process in which the concrete universality is posited.

第三編 概念

第三章 絶対的理念

[I 絶対的理念の本性]

絶対的理念は理論的概念と実践的概念とが一つになったものである。生命の理念と認識の理念との統一である。おのれのそれはそれだけでは一面的であった。絶対的理念は両者にとっては彼岸であった。到達されない目標としてもっているにすぎない。——それゆえそれぞれは志向の総合であった。一方から他方へと移行もするが、しかしこの思想はひとつに結合することはなく、矛盾のなかに立ち止まっていた。しかし、絶対的理念は両者を結合しようとする。絶対的理念は理性的概念である。理性的概念はその実在性において自分自身と合一する。だからこの概念の客観的同一性は、一方では生命へと還帰する。しかし、他方では絶対的理念は自分のなかにもっと高い対立をもつ。つまり、この概念はたんに魂（生命）であるだけではなく、自立的で *für sich* あり、それゆえに人格性を持つ自由な主観的な概念である。——言いかえると、この概念は実践的なそれ自身で自立的に規定されている客観的概念である。この客観的概念はアトム的主観性であるが、しかし同時に自立的な普遍性であり、認識であり、そして自分の

他者のなかに自分の本来的な客観性を対象としてもっている。「絶対的理念のみが存在であり、不滅の生命であり、自分を知っている真理であり、そして一切の真理である。」⁽¹⁾

絶対的理念こそ哲学の唯一の対象であり、内容である。絶対的理念はすべての規定態（性）を自己のなかにもっている。種々の形態をもつ。というのはその本質が自己規定と特殊化をとおして自分に復帰することにあるからである。絶対的理念をこれらの形態において認識することが哲学の任務である。自然と精神とはこの理念の定在を叙述する様式にすぎない。哲学は絶対的理念を把握する最高の様式（仕方）である。というのは、哲学の様式（仕方）は概念であるからだ。「それゆえ、哲学は実在的ならびに観念的有限性という形態、ならびに無限性と神聖という諸形態を自分なかに把握し、そしてこれらの諸形態と自己自身とを概念把握する。」⁽²⁾だが、概念把握されるものの導出と認識をめぐって特殊的な諸学がある。たしかに論理的なものもまた絶対的理念の一形態である。だが、論理的なものは普遍的仕方であり、すべての特殊的な仕方が揚棄され、かつ包みこまれている。論理的概念はその純粹な本質のなかにある絶対的理念そのものである。だから、論理学は絶対的理

念の自己運動を根源的言葉として叙述するのみである。したがって理念は自分の言葉を聞くだけだ。理念は純粋な思想のうちにある。純粋思想では区別はいかなる他在でもない。——論理的な理念はこうして自己を自分の内容としている。もし形式と内容とが対立するとすれば次の場合である。すなわち、内容が形式のなかにはいりこみ、内容がこの同一性のなかで揚棄された形式規定となるので、このときこの具体的同一性が形式として展開された同一性と対立する。内容は形式に対して他者または所与なるものであり、これに対して形式は形式として関係のなかにある。しかし、関係の規定態（性）は仮象として措定されている。——絶対的理念は形式規定が絶対的理念の完全な総体性、純粋概念であるということのみを内容としている。「理念の規定態（性）とこの規定態（性）の全過程とが論理学の対象である。この論理学の過程から絶対的理念そのものが自立的に *für sich* 現われ出た。しかし、絶対的理念は次のようなものであることが明らかとなった。すなわち規定態（性）は内容の形態をもつてではなく、端的に形式としてあるものだということ、従って理念は端的に普遍的理念であるということである。それゆえ、ここでなお考察されるべきことは内容そのものではなく、内容の形式の普遍的なもの——すなわち方法である。」⁽³⁾

[II 方法論] 方法は、まずはじめに認識の単純な仕方（様式、やり方）であるようにみえる。しかし、この仕方は存在のもつそれ自体で自立的に規定された様態 *eine an und für sich bestimmte Modalität des Seins* である。と同時に認識の様態として概念によって規定され措定されたものもある。また形式があらゆる客観性の魂であり、その他すべての規定された内容がその真理をただ形式においてもつかぎり、仕方（やり方）は形式として措定される。だがもし内容が再び方法にとって所与なるもの、また固有の本性をもつものとされるならば形式ならびに論理的なもの一般は一つの单なる外的形式であることになってしまう。しかし、このことに対して論理の根本的概念を引き合いに出すことが出来るだけではなく、所与の内容と客観との全形態を現わす論理的ものの全過程こそが、諸形態の移行と非真理性とを明らかにしているということもいいうる。そして、所与なる客観が根底とされ、絶対的形式がただ外的な偶然

的な規定としてその根底と関係するだけでなく、むしろこの絶対的形式こそが絶対的根底であり、究極の真理であることが証明されたのである。「このことから方法は自分自身を知る概念であり、自己を絶対的なもの、すなわち主観的なものでもあり、客観的なものもあるとし、自己を対象とする概念である。従って、方法とは概念とそれの実在性との純粋な一致であり、概念そのものである現実存在である。」⁽⁴⁾

方法とは概念そのものの運動である。その本性は次の点にある。第一には、概念がすべてであり、その運動は普遍的な絶対的活動性であり、自己自身を規定し、自己を実現する運動である。それゆえ方法は制限されることなき普遍的な仕方であり、また端的に無限な力である。この無限な力に対してはいかなる客観も抵抗することができず、貫かれる。だから方法は魂であり、実体である。方法に完全に服従しているかぎり客観は概念的に把握され、かつ真理としてある。方法はそれぞれの事柄そのものの固有の方法である。というのは、それぞれの事柄の活動性こそが概念だからである。このことがまた方法の普遍性をより真なるものとしている。だが、反省（の普遍性）にしたがえば、方法はすべてのものに対しての方法とされる。しかし、理念（の普遍性）にしたがえば方法は認識の仕方であり、主観的に自己を知る概念のやり方であり、同様に客観的やり方もある。換言すれば、方法はむしろ諸事物の実体性である。それゆえ方法は理性の最高の力であり、絶対的力である。いやそればかりでなく自己自身によってすべてのものなかに自分自身を見つけ、認識しようとする理性の衝動である。——第二には方法と概念そのものとの区別が、つまり方法の特殊性が示される。概念がそれだけで考察されるとその直接態において現われる。ところが反省、あるいは概念を考察する概念は我々の知に属する。方法はこのような知そのものである。このような知に対して概念は対象でもあれば、対象固有の主観的行いでもあれば、認識する活動性の手段と道具であり、そしてこの活動性から区別されていながら、しかしこの活動性固有の本質でもある。この点、探求する認識とはことなる。探求する認識でも方法は道具であり、手段である。主観はその方法によって客観と関係する。このとき主観と客観とは共に他の極である。別々にとどまる。自分自身と結び

つくのではない。だからこの推理は形式的推理である。これに対して真なる認識においては、方法は概念がそれ自体で自立的に規定された存在 das An-und-für-sich-Bestimmtsein であり、そして概念はただ媒介である。というのは、概念は客観的なものという意味をもつからだ。そしてそれゆえ客観的なものは結論命題において主観的諸概念との同一性のなかに指定されるということになる。

〔1 端初論〕こうした方法を構成しているものは概念そのものの諸規定であり、それらの諸関係である。そこで諸規定と諸関係は方法の諸規定とされる。——その場合、まず端初から始めなければならない。すでに述べたことだが、端初の形成には多くの困難がある。けれども、端初は最高に単一なものもある。端初の内容は抽象的な普遍性の意味と形式とをもつ直接的なものである。端初はそのうえ存在の内容、あるいは本質の内容、概念の内容のいづれかであるにせよ、その内容が直接的なものである限り取りあげられたもの ein Aufgenommenes であり、見つけだされたもの Vorgefundenes、断言的なもの Assertorisches である。しかし、第一にこの内容は感性的直観や表象の直接的なものではない。それは思考の直接的なものである。この思考を、その直接態（性）のゆえに超感覺的な内的直観ということもできる。認識は概念把握する思考であるから、それゆえその端初はまた思考の基盤 Element のうちにのみある。——すなわちそれは單一かつ普遍的なものである。——ところで有限的認識の端初でも普遍は本質的規定として認められている。しかし、ただ普遍性は存在と対立した思考規定と概念規定である。この最初の普遍性は直接的普遍性であり、それゆえに存在の意味をもっている。というのはまさに存在は自己自身とのこのような無媒介的関係（抽象的関係）だからである。存在はどんな導出をも必要としない。その導出とは存在が感性的直観からか、あるいは他のどこからか取ってこられ、そして存在が示される限り存在が定義に到達するという考え方である。この示しと導出とは媒介にかかわることである。媒介は単純な端初以上のものである。しかし、この媒介は思考による概念的把握ではない。それは表象、経験的意識ならびに悟性推理的意識を思考の立場まで高めるものである。したがって、思想または概念と存在とのあいだには対立があるとすれば前者には存在は

属せず、後者は思想そのものから独立した固有の根拠があることになる。けれども、存在の単一な規定は全く貧弱なものでとやかくいうほどのものではない。普遍的なものも直接的にはこうした直接的なものですらある。というのは、普遍的なものは抽象されたものだからして、自己への抽象的関係のなかでしかないからだ。そして、この抽象的関係が存在であるからだ。事実、普遍性のなかに存在を指摘せよという要求には、存在という抽象的规定があるだけでなく、概念一般の実在化の要求が意味されている。この実在化は端初の課題ではなく、むしろ認識のさらに進んだ目標であり、仕事である。さらに端初の内容は内的な、あるいは外的知覚のなかで呈示することによって正当化され、真なるものとして、あるいは正しいものとして認識されるべきである。したがって、そこで考えられているのは普遍性そのものの形式ではなく、普遍性の規定態（性）である。端初とされる規定された内容の認証 die Beglaubigung は端初の背後にあらうように思われる。しかし、実際にはこの認証は前方へと進むことと考えられねばならない。というのは、この認証が概念把握された認識に属しているからである。

したがって、方法上からいうと端初がもつてゐるものは単一なもの das Einfache であり、普遍的なもの das Allgemeine であるという規定態（性）だけだ。だがこのことはそのために端初が欠陥をもつてゐるということである。このとき普遍性は純粹な単一な概念であり、この概念は普遍性のみを契機としており、そしてそれ自体で自立的で an und für sich はないとなる。このとき方法は形式的、外的なものとなる。だが、方法は客観的な内在的な形式であるから、端初という直接的なものは自分を前進させようとする衝動を賦与されている。しかし、絶対的方法において普遍的なものはたんに抽象的なものを意味しない。それは、客観的に普遍的なものであり、いいかえればそれ自体で具体的な総體性である。しかし、この総體性は指定されておらず、いまだ向目的で für sich はない。先に端初をなすものは直接的なものとされた。普遍的なものの直接態（性）は、ここでは向自存 Für sich sein を欠く即自存 das An sich sein とされた。——それゆえ事の真理はすべての端初は絶対的なものをもつて始められるべきだし、すべての進展は絶対的なものの叙述であるといふこ

とである。というのも概念は即自存在的なもの das Ansichseiente であるからである。しかし、それゆえこのような絶対的なものはまず即目的で an sich あるから絶対的なものではなく、いまだ措定された概念であり、また理念ではない。それゆえ、進展は一種の余剰ではない。というのは、端初となるものは真理態（性）において絶対的なものではないからだ。「むしろ、進展は普遍的なものが自分自身を規定し、そして向的に für sich 普遍的なものであり、つまり同様に個別的なものであり、主観であるということにおいて成り立つ。普遍的なものは進展の完成において絶対的なものである。」⁽⁵⁾

端初はそれ自体で具体的総体性である。自由であり、その直接態は外的定在の規定をもつことができる。生命あるものの萌芽や主観的目的は一般にそのような端初であるとされた。これに反して非精神的なものと非生命的なものは実在的可能としてのみ具体的概念である。それらの具体的概念のなかで原因とされるものは必然性の領域のなかで語られる最高段階のものである。しかし、原因はなおなんら主観ではない。自分を現実的に実在化している主観ではない。たとえば、太陽や非生命的なものは因果関係のなかで実在する。それらにおいては実在的可能性が内的総体性としてある。従って、それらのものがもつ諸契機は個別化され諸個別としてある。そしてそれらの物体的諸固体を通じて実在を獲得するのである。だから必然性の領域のなかにあるとはいえるが端初とはいえない。

[2 弁証法] 端初をなすものは具体的総体性だが、それは自分自身のなかに進展と展開の端初をもっている。具体的総体性は具体的なものとしてそれ自身のうちに区別をもつ。それは同一性をもっているが、同時にその上で多種多様性をもっている。分化され、区別されている。しかし、この最初の区別されたものどもはそれの第一の直接態のために差異されたものである。つまり、いまだ同一性をみいだしていない多種多様な状態だ。しかし、直接的なものはこれらの差異されたものどもの統一でもある。——このような反省はさらに先へ進む進展の最初の段階である。——それは差異の出現であり、判断であり、規定すること一般である。本質的なことは、絶対的方法が普遍的なものの規定をそれ自身のなかに見いだし、そして認

識することである。悟性的認識は具体的なものから普遍的なものをつくりだすとき、普遍的でないとされるものを除去する。しかも、その具体的なものを全体として認識しようとするときは、それら除去したものを内的必然性によらず外的にのみ結合する。これに対して絶対的方法は外的反省のようなやり方をせず規定されたものを自分の対象から取り出す。抽象によらず、排除によらず対象の具体的全体そのものなかに普遍を見つけだす。というのは、絶対的方法そのものが対象の内在的原理であり、魂だからである。——「このことはプラトンが認識について要求したものである。諸物を、それ自身をそれ自体で自立的に考察すること、一方では、しかし諸物の普遍性において、他方では諸物からわきにそれで諸事情、諸事例、諸比較によって諸物をとらえるのではなく、それらそのものに目を向け、それらに内在しているものを意識することを要求した。そのかぎり絶対的認識のこの方法は分析的である。この方法が自分の端初である普遍的なもののさらに進んだ規定をただこの普遍のなかに見いだそうとするのだが、このことは諸概念の絶対的客觀性をしめしている。そして、絶対的客觀性の確信が絶対的認識の方法である。——しかし、絶対的認識の方法は同じく総合的である。というのは、その対象は直接的には单一な普遍的なものと規定され、対象がその直接性と普遍性そのものにおいてもっている規定態（性）を通じて一つの他者として自分を示すからである。」⁽⁶⁾とはいえ、この対象がもつ差異されたものの関係は、もはや有限的認識の場合の総合とは異なる。概念における関係だからである。

[a 弁証法の歴史と通説] このような総合的でもあり、分析的でもある契機は判断の契機である。その判断によって端初である普遍的なものが自分自身から出発して自分の他者として自分を規定する。こうした判断の総合的でもあり分析的でもある契機は弁証法的契機と名づけられる。弁証法は古い時代から誤解されてきた。デオゲネス・ラエルティオスは言っている。プラトンは哲学に属する第三の学、弁証法の創始者であったと。しかし、その弁証法が、しばしば一つの技術とみられ、あたかも主観的才能にもとづいているもので、概念の客觀性には属していないようにみられた。しかしカント哲学がそれを否定した。弁証法が理性にとって必然的なものであるということを再認識

した。このことは限りなく重要なことである。

弁証法は普通、何か偶然的なものであるかのように見られるが、このことのほかに次のようなよりくわしい形式をもつとされる。すなわち、或る対象、例えば世界、運動、点等々についてまったく正反対の二つの規定が与えられる。つまり、それらの対象に対して、まず或る一つの規定が与えられる。例えば上述の対象の秩序の面からして空間上または時間上の有限性がいわれ、この場所にあること、空間の絶対的否定（有限性）という規定が与えられる。しかし、次に同様の必然性をもって対立する規定が与えられる。例えば、空間と時間における無限性、この場所に存在しないこと、そして空間に対する関係性、すなわち空間性という規定が与えられる。古代エレア学派は彼らの弁証法を運動に適用した。プラトンは、しばしば弁証法をその時代の諸表象と諸概念に適用した。とくにソフィストの諸表象、諸概念に適用した。しかし、また純粋な諸カテゴリーや反省諸規定に対しても適用した。教養ある後世の懷疑主義は弁証法をいわゆる直接的諸事実や日常生活の格率のうえにまで拡げ、さらにすべての学的諸概念のうえにも拡げた。ところで、そのような弁証法から引きだされたものは、両主張の矛盾と空しさである。しかし、このことは二重の意味をもつ。一つは、客観的意味における矛盾と空しさである。それは、自分自身において自己に矛盾している対象は自己を揚棄するものであり、それ自身として空しいものである。——これはエレア学派の結論である。エレア学派は、例えば世界、運動、点について真理はないとした。——他の一つは主観的意味のそれで、認識は欠陥をもつものだということである。ところで、後者の結論のもとにも二つの見解がある。一方は、弁証法は誤った見せかけの芸当をやってのけるものにすぎないという見解である。この見解は、いわゆる通常の常識の見解であり、感性的明証や習慣になった諸表象や諸発言に固執する常識の見解である。——キュニコス学派のデオゲネスは比較的穏やかな形での見解を表わした。彼は運動の弁証法の弱点を、だまってあちこち歩きまわることで示したのであった。だがしかし、激しい怒りが弁証法に対してぶちまけられる場合もあった。それは弁証法を単に戯け事と見、あるいは人倫的に重要な出来事であった場合には本質的に確かなものを動搖させよ

うとし、悪徳に論拠を与える冒涜だとする邪推だった。——これがソフィストの弁証法に反対するソクラテスの弁証法の見解である。そして、それがソクラテスの命を犠牲にさせた。デオゲネスのように思考に感性的意識を対立させ、この感性的意識のなかに真理があると思っている通俗的な反駁は放っておけばよい。しかし、弁証法が人倫的諸規定を否定するということになると理性に対する信頼をもってもらうようにしなければならない。すなわち、理性こそが人倫の諸規定をその真理と、またその正義の意識において、しかもそれらの制限を意識したうえで再建しうるものであるということを信じてもらわねばならない。——他方の見解はこうである。主観的空しさという結果は弁証法のあづかり知らぬところであり、弁証法を云々する当の認識の問題だということである。——しかも、それは懷疑主義の意味においても、カント哲学の意味においても認識一般にかかる問題である。

この場合の根本的誤謬は、弁証法がたんに一つの否定的成果をもたらすものでしかないとしている点である。この点については次によりくわしくのべる。まず第一に、弁証法が普通取るように見える形式について次の点を注意しなければならない。すなわち、この形式では弁証法とその結果とは取りあげられている対象にかかわるか、あるいはまた主観的認識だけにかかわるかであり、そしてこの認識と対象とが空しいものだと説明されるのだが、しかしこれに対して対象のもとに第三のものとして示される諸規定は問題にされることなく放置され、自立的に成り立つものとして前提されているということである。このことが注意されるべきだ。カント哲学は、このような無批判的なやり方に対して注意を促し、それ自体で自立的な思惟規定の考察という意味で論理学と弁証法の復興に衝撃を与えた。思惟と概念を欠くような対象は表象である。あるいは名称にすぎない。対象が対象であるのは思考諸規定と概念諸規定のなかである。事実、だから思考と概念の諸規定のみが問題なのである。それらの諸規定は理性にとって真の対象であり、内容である。そして人々が、通常思考や概念諸規定から区別して対象や内容であると理解しているものは、それらの諸規定によつてのみ、そしてそれらの諸規定のなかで成立しているものである。それゆえ、思考および概念の諸

規定が性状や外的な結びつきによって弁証法的であるとされることは対象または認識の罪とされはならない。それは対象そのもののもつ概念または思惟規定において必然的に起こることなのである。このやり方では、この意味で対象も認識も主語として考えられる。この主語のなかに諸規定が述語の形式において、すなわち諸性質、もろもろの自立的な普遍的なものの形式においてもちこまれる。が、このことは固定した、かつそれだけで正しいものとしてのそれらの諸規定が疎遠かつ偶然的な結合によってはじめて第三のもののなかに、そして第三のものによって弁証法的諸関係のなかにおかれることになり、矛盾のなかに投げ込まれるということだ。しかし、このような表象も、悟性の外的な一義的な主語も、同様にまた抽象的諸規定も根底にある究極的なものとみなされることはできない。むしろ直接的なものとして、まさにそのような前提されたもの、端初をなすものとして考察されなければならない。主語は先に示したようにそれ自体で自立的に弁証法にしたがわざるを得ないものだ。というのは、そのようなもの、つまり前提された、端初をなす、直接的なものは概念そのものとして理解されねばならないものだからだ。こうして、固定されたものとしてとらえられるあらゆる諸対立は、例えば有限と無限、個別と普遍はおよそにか外的な結合によって矛盾のなかにあるのではなく、それ自体で自立的に移行する運動そのものなのである。これらの対立があらわれる総合と主語は、これらの対立する概念の固有なる反省の所産である。これに対して没概念的考察は対立の外的関係にとどまり、それらの対立を孤立化させ、固定的諸前提として放っておく。だが、概念はそれらの対立そのものを見つけ、そして概念はそれらの魂としてそれらの対立を動かし、それらの弁証法をあらわにするものである。

[b 弁証法の構造] さて、以上は先に示しておいた立場である。その立場からすれば、普遍的な最初のものがそれ自体で自立的に考察されたならば、それ自身がそれの他者であることが示される。一般的に考察されるならば、この規定は最初の直接的なものが媒介されたものとして措定されているということ、あるいは普遍的なものが一つの特殊なものとして措定されたということである。そこから生ずる第二のものは、したがって第一の否定的なものである。否定的側面からすれば、直接的

なものは他者のなかに没落している。しかし、他者は本質的に空虚な否定的なものではない。つまり無ではない。その他者とは第一のものの他者であり、直接的なものの否定的なものである。それゆえ、この他者は媒介されたものであって、一般に第一のものの規定をそのなかに含んでいる。したがって、第一のものは本質的にまた他者のなかで保存され、保持されている。——肯定的なものをそれの否定的なものなかに、即ち前提の内容を結果のなかに確保している。このことは理性的認識にとってもっとも大事なことである。

こうして、いま現存しているものは媒介されたもの das Vermittelte である。だが、それは単的にいえば一つの単一な規定である。というには第一のもの das Erste は媒介されたものなかで没落し、第二のもの das Zweite だけが現存している。また第一のものは第二もののなかに含まれており、第二ものは第一のものの真理（態）である。だから、この統一は一つの命題として表現される。直接的なものは主語とされ、媒介されたものが述語とされる。たとえば、「有限なものは無限である」、「一は多である」、「個別的なものは普遍的なものである」と。だが、このような諸命題と諸判断の形式は不十分である。第二のもののなかに第一のものが含まれていることが的確に表現されていないからだ。第一のものの否定が第二のものにおいて表現されていない。つまり、肯定的判断の直接的形式が、思弁的なものや真理態を把握することが出来ないということである。だから、一般的に肯定判断を補うものとして否定判断がつけ加えられた。判断においては第一のものは主語として自立的な存立という見せかけをもっている。なぜなら、第一のものは、むしろそれの他者としての述語において揚棄されているからだ。しかし、この否定は前述の諸命題の内容のなかに含まれている。しかし、的確に表現されていない。だから、それらの命題の肯定的形式はこの内容に矛盾している。つまり、それらの命題のなかに含まれているものが措定されてはいない。——それを措定することこそ命題を用いる目的であるのに。

第二の規定 die zweite Bestimmung つまり否定的規定 die negative Bestimmung、あるいは媒介された規定 die vermittelte Bestimmung は、同時に媒介する規定 die vermittelnde Bestimmung である。まずははじめに、この規定は单一な規定

einfache Bestimmungとしてとらえることができる。しかし、この第二の規定の真理はこの規定が関係、または相関だということだ。というのは、この規定は否定的なものであるが、しかし肯定的なものの否定的なものであり、そして肯定的なものを自分のなかに閉じこめているからである。それゆえ、この第二の規定 die zweite Bestimmung は自分がそれ（第一の規定）に対して無関心であるようなものの他者ではない。——もしそうだとすればこの規定はいかなる他者でもなく、また関係または相関でもないだろう。——そうではなく、この規定は他者それ自体そのものであり、自分の他者の他者である。それゆえ、この規定は自分自身の他者を自分のなかにとじこめ、したがってそれ自身矛盾であり、矛盾として自分自身の指定された弁証法である。——だから第一のものについてもこういいう。第一のもの、あるいは直接的なものは概念そのものであり、またそれ自体において否定的なものである。第一のものにも区別がひそんでいる。したがって、第一のもののもとでも弁証法的契機はある。それは第一のものそれ自体が含んでいる区別が第一のものなかで指定されるということにおいて成立する。それが第二のものとなる。第二のものはそれ自身規定されたものであり、区別であり、相関である。だから、第二のものなかに、区別を否定する契機がひそんでいる。それゆえ、弁証法的契機は第二のもののもとでは、そのなかに含まれている統一を指定することにおいて成立する。——それゆえに否定的なもの、規定されたもの、相関、判断、そしてこの第二の契機のもとに属するすべての諸規定は、それ自身で自立的にすでに矛盾として、そして弁証法的なものとして現われている。一つの関係のうちにある対立した両規定はすでに指定されており、思考にとって現存している。しかし、形式的思考は同一性を自分にとっての法則とし、あからさまに矛盾している内容を表象の領域、空間や時間へと引き下ろす。そうすることで、矛盾しているものが互いに引き離されて、併立と継続との関係におかれる。形式的思考では矛盾は思考可能ではない。しかし、実際には矛盾の思考は概念の本質的契機である。形式的思考は矛盾を事实上思考するのだが、ただちに矛盾から目をそらすのである。

いま考察した否定性は概念の運動の転換点をな

す。この否定性は自分に否定的に関係する。それはすべての活動、生命ある自己運動、そして精神的自己運動のもっとも内的な源泉であり、弁証法的魂である。弁証法的魂はすべての真なるものを自分自身のなかにもっており、それによってのみ真なるものが真なるものである。というのは、このような主観性にもとづいてのみ概念と実在性との矛盾が揚棄され、真理である統一がもたらされるからだ。

——こうして、いまわれわれは第二の規定（第一の否定的なもの）を否定した第二の否定的なもの、つまり否定的なものの否定的なものに到達した。これは矛盾を揚棄する運動である。しかし、それ（第二の否定的なもの）は矛盾にしても揚棄にしても外的反省の行いではなく、生命と精神の最も内在的な、もっとも客観的な契機である。それによって、主観、人格、自由がある。——第二の否定的なものは自分自身へと関係する。この関係は全体的推理の第二の前提である。分析的と総合的という両規定が対立的に用いられるとき、第一の前提是分析的契機とみなすことができる。というのは、直接的なものがこの前提においては直接的に自分の他者と関係しており、それゆえにこの他者に移行し、あるいはむしろ移行してしまっているからだ。——この関係はすでにみたように、それゆえにまた総合的である。というのは、この関係が移行していくそのものが自分の他者だからだ。否定的なものの自分自身への関係は全体的推理の第二の前提とみなされる。第二の前提是総合的の前提として規定されうる。というのは、この前提是区別されたものそのものの、自分とは区別されたものへの関係だからだ。——第一の前提が普遍性と媒介との契機であるように、第二の前提是個別性によって規定されている。この個別性ははじめ排除的なものとして、或いは自立的で差異されたものとして他者に関係している。否定的なものは媒介するものとして現われる。というのは、否定的なものは自分自身を、そして自分がそれの否定である直接的なものを自分のなかにとじこめているからだ。そうではなく両規定が単に外的に関係づけられたものにすぎないならば、否定的なものは形式的な媒介者でしかない。しかし、絶対的媒介の否定的契機は絶対的否定性である。この契機は統一であり、主観性であり、魂である統一である。

[c 三分法と四分法] こうした方法のこの転換点において、認識の過程は同時に自己へと還帰する。否定態（第二の否定的なもの）は自分がつくり出したものを否定する。この否定態は自分を揚棄する矛盾として、第一の直接態、単一な普遍性を回復する。というのは、他者の他者、否定的なものの否定的なものはそのまま肯定的なもの、同一的なもの、普遍的なものだからだ。第二の直接的なものは第一の直接的なもの、および媒介されたもの（第一の否定的なもの）に対して第三のものである。こうみたとき、弁証法の構造は三分法（三肢構造）である。（1第一のもの、直接的なもの。2第二のもの、第一の否定者。3第三のもの、否定的なものの否定的なもの、第二の否定者、第二の直接的なもの）。しかし、第三のもの（第二の直接的なもの）は第一の否定的なもの、つまり形式的否定的なものに対して、そして絶対的否定性、あるいは第二の否定的なものに対して第三のものもある。そこで、第一の否定的なものを第二項とすれば、第三のものとして数えられたものは第四のものとなる。このとき弁証法は四分法（四肢構造）となる。（1第一のもの、直接的なもの。2第二のもの、第一の否定者。3第二の否定者、否定的なものの否定的なもの。4第二の直接的なもの）。否定的なもの、あるいは区別はこの仕方では二種のものとして数えられている。——第三のもの、あるいは第四のものは第一の契機と第二の契機との統一であり、直接的なものと媒介されたものとの統一である。

さらに、第三のものは直接的なものである。しかし、媒介を揚棄することによって指定された直接的なものであり、区別を揚棄することによってつくられた単一なものである。また否定的なものの揚棄によって指定された肯定的なものである。また、概念である。というのも、概念とは他在をもって自己を実在化し、この実在性の揚棄によって自分を合一し、そして自分の絶対的実在性を、自分自身への関係をつくりだすものだからだ。それゆえ、この成果は真理である。この成果は媒介でもあれば直接態（性）である。——しかし、「第三のものは直接態（性）であり、媒介である」あるいは「第三のものは両者（直接態と媒介）の統一である」という判断の形式は、第三のものを把握する能力をもっていない。というのは、第三のものは静止したものではなく、このような統一

として自分自身を媒介する運動であり、活動だからである。——端初となるものは普遍的なものであるが、成果は個別的なもの、具体的なもの、主観である。前者（端初）が即目的にあるところのもので、後者（成果）はいまや向目的にあるということである。普遍的なものは主観のなかに指定されている。三肢構造のはじめの二契機は抽象的な、真ならざる契機であるが、それゆえにこれらの二契機は弁証法的であり、この自分たちの否定態（性）によって自分を主観とする。概念そのものは、さしあたりわれわれにとっては *für uns* 即目的である普遍的なもの *das ansich seiende Allgemeine* でもあり、向目的でもある否定的なもの *das Für sich seiende Negative* であり、また第三のそれ自体で自立的に存在するもの *das dritte An und für sich seiende* であり、そして推理のすべての諸契機をつらぬいている普遍的なものである。しかし、第三のものは結論命題である。この結論命題のなかで、概念は自分の否定態（性）を通じて自分自身と媒介されており、こうして向目的に *für sich* 普遍的なものとして指定され、その二契機が一つのものとなっている。

さて、概念の成果は自己（概念）へと歩み入った。そして自分と同一的となった全体と直接態という形式をふたたび獲得した。したがって、この成果はいまやそれ自身がかつて端初としてもっていた規定と同じ規定をもつにいたった。即ち、成果は自分への単一な関係として普遍的なものである。そして、否定態（性）つまり普遍的なものの弁証法と媒介とをなした否定態は、この普遍性において同じように単一な規定態へと合一している。そして、この単一な規定態はふたたび端初たりうる。しかし成果をこのように認識することは成果の分析であり、それゆえあの諸規定とそれらの歩みを成果そのものからふたたび分けているかに見える。だがそうではない。それは成果が産出される歩みを考察しただけなのである。真理の方法（絶対的方法）は対象を概念的に把握するものであり、たしかに分析的である。というのは、方法が端的に概念のうちにとどまっているからだ。しかし、この方法は同様に総合的もある。というのも、概念によって対象が弁証法的に規定され、つまり他の対象として規定されるのだからだ。そしていまここでの成果である対象がつくっている新しい基礎においても、先行する対象においても方法は

同じである。区別はただ基礎そのものの関係にある。この新しい基礎はなるほど同じように基礎であるが、しかしこの基礎の直接態（性）は形式にすぎない。というのは、基礎は同時に成果だからだ。それゆえ、基礎を規定すればそれは内容として単に直接的に取りあげられたものではなく、導出されたものであり、証明されたものである。

〔III 体系と方法 1. 体系と方法〕ここでははじめて認識そのものの内容を考察する。というのは、内容はいまや導出されたものとして方法に属しているからである。方法は内容によって一つの体系（内容の体系）となっている。——最初方法にとって端初はまったく無規定的であり、無内容だった。そのかぎりで方法はたんに形式的魂であった。この形式的魂によって、そしてこの魂にとって端初はその形式からして直接的なものとして、かつ普遍的なものとして規定された。ところが、上述の運動を通じて対象（端初）は規定態（性）を獲得した。その規定態（性）は内容である。というのは、单一態へと合一した否定態（性）は形式が揚棄されたものであり、そして单一な規定態（性）として、この否定態（性）は自分の展開に対立している。したがって、自分を否定する。つまりまず普遍性に対立する自分の対立（発展の面）そのものに対立している。

〔端初と体系〕この規定態（性）は無規定的な端初の最初の真理である。だから、不完全なものである。この無規定的な端初を非難し、この端初から出発するがゆえに形式的にすぎなかつた方法そのものを非難している。このことは、いまや端初は直接的なものとしてとらえられるべきではないということを語っている。というのは、端初は成果という規定態に対してそれ自身が一つの規定されたものだからである。したがって、端初は媒介されたもの、導出されたものとしてとらえられるべきだということだ。即ち、それは証明や導出によって背後へと無限に遡ることを要求しているということである。——しかしながら同様に、獲得された新しい端初からは方法の行程を通って同じようにまた成果が現われる。こうして前方への進行は無限に進む。

しかし、無限進行は、没概念的な反省に属している。絶対的方法は無限進行におちいらない。存在、本質、普遍性という諸端初もそれ以上の背進を要求しないし、許しもしないように見える。と

いうのは、それら形式的な端初として完全な普遍性と没内容性とをもっているからである。たしかに、これらの諸端初は自己への純粹な関係であり、直接的なもの、無規定的なものである。だから、これらの諸端初は、たしかに区別を自分たちのもとにもっていない。しかし、実はこれらの諸論理的端初がその唯一の内容としている無規定性こそが、これらの諸端初の規定態（性）を構成するのである。すなわち、この規定態は揚棄された媒介としての諸端初の否定態のなかにある。媒介の特殊性は特殊性をそれらの諸端初の無規定態に与える。この特殊性そのものによって、存在、本質、普遍性は相互に区別される。それらの諸端初に属する規定態はいまやそれらをそれ自身としてとれば、それらの直接的規定態であり、導出を必要としないものでもあれば、そして同様にそれらはなんらかの内容の規定態であり、それゆえ導出を必要とする。でも方法にとって、規定態が形式の規定態ととらえられようと、内容の規定態ととらえられようとどうでもよい。それゆえ、実際方法にとって方法の生みだす諸成果のうちの最初のものによって内容が規定されることになったからといって、何か新しいやり方が始まるのではない。方法は絶対的形式であり、自分自身を、そしてすべてのものを概念として知っている概念であるから、方法に対立し、そして方法を一面的な外的な形式として規定するようないかなる内容も存在しない。だから、存在、本質、普遍性などが端初としての無内容性から絶対的端初とはならないと同様にいかなる内容も内容であるからといって方法を前方または後方に無限に進行せしめられるものではない。一方の側からすれば方法が自分自身の成果のなかで規定態（性）をつくりだすのだが、その規定態は方法が自分自身と媒介するための契機であり、直接的端初を一つの媒介されたものとする契機である。しかし、逆にこの方法の媒介の過程はこの規定態を通じて行われる。こうして前進がなされる（前進の面、形式、即ち方法の面）。方法は自分自身のみかけ上の他者としての内容をとおって自分の端初へ還帰する。というのは、方法が単に端初を、規定された端初として回復するだけではなく、同じく成果が揚棄された規定態であり、そしてまた成果は方法がそのなかで始めた最初の直接態の回復でもあるからである。これが背進である。このことを方法は総体性の体系とし

ておこなう（背進の面、内容、即ち体系の面）。この体系という規定、總体性の体系だという面において、さらに方法を考察する。

〔進行と内行〕 成果であった規定態は、すでに示したように单一性の形式をもっているから新しい端初である。端初はこの規定態によって先行する端初から区別される。だから、認識は内容から内容へ進行していく。この進行は、まず第一に单一な諸規定態から始まり、次の規定態は常により豊かにより具体的なるという形をとる。というのは、成果には自分の端初が含まれ、成果の行程はその分だけ端初を豊かにしているからだ。その場合、普遍的なものが基礎となる。それゆえ、進行は一つの他者から一つの他者への流れではない。「概念は絶対的方法のなかで自分を自分の他在の中に含みもっている。普遍的なものは自分の特殊化のなかで、すなわち判断および実在性のなかで自分を維持している。それは先行する内容の全てをより先きの規定のそれぞれの段階にもち上げ、そして自分の弁証法的前進運動によって何ものも失わず、また何ものをも背後に残さず、それのみではなくすべての獲得したものをたずさえ自分のなかで自分をより豊かにし、より密にする。」⁽⁷⁾

このような拡大は内容の面でいえることであり、また要するに第一前提である。普遍的なものは内容的に豊かになり、この豊かさのなかで保存されている。しかし、この関係は、また第二の否定的な弁証法的な侧面を持っている。というのは、豊かになることは概念の必然性によって進行し、概念によって維持され、そしてそれぞれの規定は自己内反省であるからである。自己の外へ出ること Aussersichgehens は、また自己の内へと入ること Insichgehen である。そしてより大きく拡がることは密度をより濃く高くすることである。「それゆえ、もっとも豊かなものは最も具体的なものであり、最も主観的なものである。そしてまた、最も単一なる深みに自分を取りもどすものこそ最も力強いものであり、最も広くおおうものである。最高のもっとも鋭くされた尖端は純粹な人格性である。それはただ絶対的弁証法によって、人格性の本性である絶対的弁証法によって、同じくすべてのものを自分のなかに包括し、かつ維持する。というのは、純粹な人格性は自己をもっとも自由なものにするからである。最初の直接性と普遍性とである单一性にするからである。」⁽⁸⁾

〔前進と背進〕 この意味において無規定的な端初から遠ざかる一步一歩の進行は、またこの端初への背進でもある。こうして初めにはことなったよう見えた端初への背進的基礎づけと前進的な規定の進行とは相互に重なり合い同じものである。この方法は一つの円環をつくる。しかし、この方法は時間的発展のなかにあっては端初が端初としてすでに導出されたものであるということを前提出来ない。直接態（性）にある端初にとっては、端初が单一な普遍性であるということで十分である。それで、端初としては完全な条件をもっている。端初はただ暫定的、仮定的なものにすぎないといわれても気にすることはない。端初に対する反対は——例えば人間の認識には制限があるとか、事柄へ向かう前に認識の道具を批判的に研究する必要があるなどという要求はそれ自身前提である。これらの前提是具体的諸規定である以上自分の媒介と基礎づけを必要とする。こうして、これらの諸前提是形式的には自分たちが反省し、抗議している端初となんら選ぶところがない。むしろ、いっそう具体的である内容のために導出を必要としているのである。だから、これらの諸前提是、ただ他のものよりも自分たちこそが尊重されるべきだとする空威張をしているにすぎないのである。これらの諸前提是有限で真ならざるものと絶対的なものとしている。すなわち、それらがもつていてる認識はその内容と相容れない形式と道具でしかない制限されたものである。だが、この真ならざる認識もそれ自身また形式であり、背進によって根拠づけられるべきことである。——また真理の方法は端初が不完全なものだということを知っている。というのは、端初は端初であるからだ。しかし、同時に不完全なものは一般に必然的なものであることも知っている。というのは、真理とは直接態を否定することで自分自身に到達することだからである。端初であれ、客觀であれ、有限なものであれ、そうした規定されたものをただたんにこえ、直接に絶対者のなかに自分を見つけようとするせっかちさは、空虚なる否定的なもの、抽象的に無限なものに直面するだけだ。——あるいは私念された絶対的なものにのみ直面するだけだ。絶対的なものは認識の媒介によってのみ把握される。そして、真理そのものは展開された経過と終極のうちにのみある。無知による主觀的要求と無知からくる焦燥とに対しては全体の概

観をあらかじめ与えてやればよい。——反省は普遍的なものとして特殊的なものを挙げ特殊的なものを学の内容とするが、この反省に対しては上述の区分によって全体の概観を与えるべきだ。だが、全体の概観を与えることは、もはや表象の像以上のものをもたらさない。というのは、普遍的なものから特殊的なものへの眞の移行は、区別というやり方とは疎遠であり、学そのものの媒介こそが眞の移行だからである。

[2.学の円環] 上述のような本性からして、学は自己完結的な円環として現われる。媒介は円環の端初、単一な根拠と終局とを結びつける。その場合、この円環は諸円環の円環である。というのは、それぞれの個別的な分枝は方法の魂をふきこまれ自己内反省をなすからである。この自己内反省は、同時に新しい分枝の端初である。そういういいうのは、自己内反省が端初への還帰だからである。この連鎖の各断片が個別的な学であり、それらのそれぞれの学は前 ein Vor と後 ein Nach とをもつ。よりくわしくいえば、それぞれの学は前 das Vorだけをもち、終結そのものなかで自分の後 ihr Nach を開示する。

こうして論理学は絶対的理念のなかで自分の端初である单一な統一へと復帰している。存在という純粹な直接態は媒介によって、すなわち媒介の揚棄によって理念に照応した自己との相等性に到達した理念である。すべての規定がそこで解消されたり、抽象によって除去されたりしているのではない。「方法は純粹概念である。純粹概念は自分自身にのみかかる。だから、方法は单一なる自己関係であり、それは存在である。しかし、存在はいまや充実された存在であり、自分を概念把握した概念であり、具体的なそして端的に内包的な総体性である。」⁽⁹⁾この絶対的理念について二つのことが大切である。第一に、この理念において論理学は自分の固有の概念を把握したということである。存在、すなわち論理学の内容の端初のもとでは論理学の概念はこの内容にとって外的な知として主観的反省のなかに現われた。しかし、絶対的認識の理念のなかでは論理学の概念はこの理念自身の内容となっている。この理念はそれ自身自分を対象としている純粹な概念である。そして、この純粹な概念は自分を対象としてもちら自分の諸規定の総体性をとおりぬけることで自己を自分の実在性の全体、すなわち学の体系にまでつ

くりあげる。そして、この自分自身を概念的に把握することを完成し、内容としての、対象としての自分の地位を揚棄し、そして学の概念を認識することをもって終わる。——第二に、この理念は純粹思想のなかにとじこめられており、ひたすら神的概念の学である。なるほど体系的展開はそれ自身が実在化である。しかし、純粹思想のなかにとじこめられている。そのかぎり、認識の純粹理念は主觀性のなかにとじこめられている。だから、この理念は主觀性を揚棄しようとする衝動である。純粹な真理は最後の成果であり、そしてほかの領域の端初であり、ほかの学の端初である。この移行は概略次のようなものである。

[3.自然への移行] 理念が純粹思想とその実在性との絶対的統一として措定されている。理念は存在という直接態となっている。このとき、理念はこの直接態という形式における総体性であり、それは——自然である。しかし、この規定は成ったもの ein Gewordensein でも移行でもない。つまり先述のように主觀的概念が自分の総体性において客觀性となるように、また主觀的目的が生命となるように成ったものでも、移行でもない。それでも純粹理念は絶対的な解放である。この解放にとっては、措定されておらず、概念でもないようないかなる直接的規定も存在しない。純粹理念において概念そのものの規定態と実在性とが諸概念へと高められている。だから、この自由のなかではいかなる移行も起こらない。理念は自己を規定して单一な存在となるのだが、この单一な存在は理念にとって完全に透明なものとなっている。そしてまたこの单一的存在はその規定のなかで自分自身にとどまりつづける概念である。だから、理念は自分自身を自由にときはなち、自己のうちに安らっている。このような自由ゆえに理念の規定態の形式は同じく端的に自由であり、——すなわち、主觀性をもたず、それ自身で自立的に絶対的に存在している空間と時間との外面態も自由である。——この外面態（性）は、ただ存在の抽象的直接態にのみしたがっており、そして意識によって把握されるから、その限りではこの外面態（性）は單なる客觀性としてあり、外的生命としてある。しかし、理念においてはこの外面態（性）はそれ自体で自立的に概念の総体性であり、神的認識の自然に対する関係における学（自然科学）である。純粹理念が自己と外的理念として規定しよ

うとするこの最初の決意は、しかしそれとともにただ次のような媒介を措定する。「その媒介によって、概念は自己を自由な存在へと高め、外面態から自分へともどった自由な存在へと高める。そしてまた、媒介によって概念は精神の学において自分の解放を自分で完成し、自分の最高の概念を、自分を概念的に把握した純粹理念としての論理学において見いだす。」⁽¹⁰⁾すなわち、媒介は精神哲学を措定し、論理学へと還帰する。ここに論理学を始まりとし基底とした、自然哲学、精神哲学の三つからなる学の円環構造が構築される。(完)

注

- (1)Hegel,"Wissenschaft der Logik"2 (WdL2)
Suhrkamp 版 s549 寺沢訳『大論理学』3 (以文
社) 351 頁
- (2)s 549,352 頁
- (3)s 550,353 頁
- (4)s 551,354 頁
- (5)s 556,359 頁
- (6)s 557,360 頁
- (7)s 569,374 頁
- (8)s 570,374 頁
- (9)s 572,377 頁
- (10)s 573,378 頁